

財務省告示第四百六十四号

省令第三十号（昭和三十七年大蔵  
成十七年十一月二十一日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百七 十三回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で千五百六億円	千四百九十九億九千七百萬 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十七年十一月二十一日 額面金額百円につき九十九円六

十一 利率  
十二 経過  
の払込み

十一年・五パーセント  
日本郵政公社総裁は、払込金額  
に日本郵政公社の算式により算出し  
た金額を第十八号に規定する期  
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{62}{365}}$$

十三 初期  
利率

平成十八年三月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期  
以後の  
利率

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利率を支払う。

十五 償還  
期限

平成二十七年九月二十日  
額面金額百円につき百円

十六 元金  
支額

日本銀行

十七 払込  
期日

平成十七年十一月二十一日